

令和 6 年 4 月 8 日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、オールボクシングジム（以下「オールジム」という）所属ボクサーである木津西恵斗（ライセンスNo.51210）選手を令和 6 年 4 月 6 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： オールジム木津恵斗選手は、令和 6 年 4 月 7 日の試合の前日計量において減量失敗により計量失格となり試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は木津西恵斗選手を令和 6 年 4 月 6 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、オールジムのマネージャーである田中雅晴（ライセンスNo.37657）氏を戒告処分とする。

理由： 田中雅晴氏は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション